水俣学研究センター

(趣 旨)

第1条 この規程は、水俣学研究センターの所蔵する研究資料(以下、「資料」という)の利用について必要な事項を定める。

(資料の種別)

- 第2条 研究センターの資料は、一般資料、閲覧制限資料および貴重資料の3種に分類する。閲覧制限資料は個人のプライバシーに関わるもの、および利用に際して破損の恐れのあるものとする。
 - 2 一般資料は、資料室に保管する。
 - 3 閲覧制限資料および貴重資料は、貴重資料保管室に保管する。

(利 用)

- 第3条 資料の利用を希望する者は、利用目的を記した利用申請書を提出しなければならない。
 - 2 閲覧制限資料および貴重資料の閲覧を希望する者は、あらかじめ研究センター長の許可を得て、指定の場所で閲覧しなければならない。

(開 室)

- 第 4 条 資料室の開室時間は、10時から12時30分および13時30分から16時とする。
 - 2 資料室の休室日は次のとおりとする。ただし、研究センター長が特に必要と認めるとき
 - は、これを変更し、または臨時に休室することができる。
 - (1) 土曜日、日曜日、祝日、および熊本学園大学が定める休日。但し、現地センターは月曜日も休室日とする。
 - (2) 水俣学研究センター長が定める曝書のための休日。

(資料の複写)

- 第 5 条 資料の複写を希望する者は、利用目的を記した複写申請書を提出しなければならない。
 - 2 閲覧制限資料の複写は、利用目的を勘案して制限を設けることがある。

(資料の帯出)

- 第 6条 研究センターの学内研究員は資料を帯出することができる。帯出は10冊以内および3カ月以内 を原則とする。
 - 2 次の資料は帯出することができない。
 - (1) 参考資料(禁帯出のラベルを貼用したもの)
 - (2) 閲覧制限資料および貴重資料
 - 3 帯出中の資料は、第三者に転貸してはならない。
 - 4 帯出中の資料については、帯出予約をすることができる。

(資料の返却)

- 第7条 帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。
 - 2 水俣学研究センターの学内研究員が資格を失うとき、1年以上出張予定のとき、および曝書が行

われるときには、帯出中の資料を速やかに返却しなければならない。

3 その他、水俣学研究センターが必要と認めるときは、帯出資料の返却を請求することがある。

(禁止条項と罰則)

- 第8条 資料室における談話、喫煙、飲食等の行為は禁止する。
- 第 9 条 閲覧または帯出中の資料を汚損または紛失したときは、ただちにその旨を届け出、係員の指示に従わなければならない。
 - 2 帯出資料を期日までに返却しないときには、以後の帯出を禁止することがある。
 - 3 前条の禁止条項に違反する者には、退出を命じることがある。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、水俣学研究センター運営委員会の議を経て水俣学研究センター長が決定するものとする。

附則

1 この規程は、2010年1月5日から施行する。